

指 定 通 所 介 護 サ ー ビ ス  
介護予防通所介護相当サービス

## 重 要 事 項 説 明 書

デイサービスセンター夢見草

# デイサービスセンター 夢見草

## 指定通所介護サービス 指定介護予防通所介護サービス 重要事項説明書

### 目 次

1	事業者	1
2	事業所の概要	1
3	事業実施地域および営業時間	1
4	職員の配置状況	2
5	利用料金とお支払方法	
(1).	介護保険料自己負担額	2
(2).	処遇改善加算	2
(3).	その他の利用料金	2
(4).	前3項以外にご負担いただく料金	3
(5).	ご請求について	3
(6).	利用料金のお支払い方法	3
6	提供するサービスの内容	4
7	事故発生時の対応	
(1).	事故発生時の措置	4
(2).	損害賠償	4
8	緊急時の対応	4
9	サービスの利用に関する留意事項	
(1).	ご利用者様の間でのトラブル回避	5
(2).	持ち込み制限	5
(3).	施設および設備利用上の留意事項	5
(4).	利用の中止、変更、追加	5
10	相談および苦情の対応	5
11	個人情報の取り扱い	6

**デイサービスセンター夢見草**  
**指定通所介護サービス**  
**重要事項説明書**  
**介護予防通所介護相当サービス**

当事業所はご契約者様に対して指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供します。  
事業所の概要、提供されるサービスの内容および契約上ご注意いただきたいことを次のとおり  
説明します。

**1. 事業者**

法人名	株式会社ライフケアさくら
所在地	大分県大分市大字猪野 876 番地の 1
TEL・FAX	TEL 097-547-9688 FAX 097-547-9689
代表者氏名	薬師寺 節子
設立	平成 24 年 9 月 3 日

**2. 事業所の概要**

事業所の種類	通所介護サービス事業所
サービスの種類と指定事業所番号	指定通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス 4470108160
事業所の名称	デイサービスセンター夢見草
事業所所在地	事業者所在地に同じ
TEL・FAX	事業者 TEL・FAX に同じ
管理者	薬師寺 節子
運営方針	1. 利用者様が尊厳をもって安心してサービスを受けられる健全な施設運用を目指します。 2. 利用者様目線でのサービス提供を基本とし、プライバシーを尊重した良質なサービスの向上に努めます。 3. 医療機関との連携を密にし、利用者様のみならずご家族様にとっても安心のサービスを追求します。 4. 常に研修と併鑽に励みサービス水準の向上に努めます。 5. 地域の皆様との交流を図り連携に努め、施設サービスを通じて地域社会に貢献します。
開設年月日	平成 25 年 4 月 12 日
対象および定員	対象：介護保険給付を受けられる方 定員：24 名

**3. 事業実施地域および営業時間**

事業実施地域	大分市全域		
営業日および営業時間	営業日	.....	月・火・木・金曜日
	営業時間	.....	8 時 30 分～17 時 30 分
	サービス提供時間	.....	9 時 00 分～16 時 00 分

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### 《主たる職員の配置状況》

職 種	職員数
事業所長（管理者）	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	3名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

※ 職員配置については指定基準を遵守しています。機能訓練指導員は看護職員が担当します。

#### 5. 利用料金とお支払い方法

##### (1). 介護保険料自己負担額（1単位=1円）

通所介護サービス（1日当り）				
ご利用時間区分	介護区分	1割（単位）	2割（単位）	3割（単位）
4時間以上 5時間未満のご利用	要介護1	388	776	1,164
	2	444	888	1,332
	3	502	1,004	1,506
	4	560	1,120	1,680
	5	617	1,234	1,851
5時間以上 6時間未満のご利用	要介護1	570	1,140	1,710
	2	673	1,346	2,019
	3	777	1,554	2,331
	4	880	1,760	2,640
	5	984	1,968	2,952
6時間以上 7時間未満のご利用	要介護1	584	1,168	1,752
	2	689	1,378	2,067
	3	796	1,592	2,388
	4	901	1,802	2,703
	5	1,008	2,016	3,024
7時間以上 8時間未満のご利用	要介護1	658	1,316	1,974
	2	777	1,554	2,331
	3	900	1,800	2,700
	4	1,023	2,046	3,069
	5	1,148	2,296	3,444
入浴介助加算（I）		40		
送迎減算（片道）		▲47		
同一建物減算（1日）		▲94		

介護予防通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービス（1月当り）					
利用区分	頻度	介護区分	1割（単位）	2割（単位）	3割（単位）
通所Ⅰ	週1回程度	要支援1	1,798	3,596	5,394
通所Ⅱ	週2回程度	要支援2	3,621	7,242	10,863

※自己負担割合（1割、2割または3割）は、「介護保険負担割合証」でご確認下さい。

※「送迎減算」は、自宅からのご利用で当事業所で送迎を要しないご利用者様が対象です。また「同一建物減算」は、併設有料老人ホーム夢見草に入居されるご利用者様が対象です。

##### (2). 処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（III）	月の総単位数×8.0%
-----------------	-------------

(3). その他の利用料金

食事代・おやつ代	食事代620円、おやつ代30円
個人選択 飲料ほか	嗜好飲料 15円／50ml、嗜好飲料（コーヒー・ココア・紅茶ほか）
	経口補水液 50円／50ml、脱水・熱中症予防のための水分補給（OS-1等）
	サービスご利用中にご提供したおむつ類等の日用消耗物品は実費をご請求させていただきます。 また、アクティビティサービスをご提供するうえで必要な消耗物品については、ご利用状況により実費をご負担いただきます。

※ アクティビティサービス

ご利用者様の心と体を活性化させることを目的として行われるさまざまな活動（アクティビティ）をご提供するサービスです。歌や体操、楽器の演奏、散歩、園芸、生け花、料理、木工、粘土、織物、編み物、折り紙、各種ゲームなど、ご本人様の要介護度の程度や、体力、個性などに応じてふさわしいものを選択して実施します。

※ 物品等の実費ご負担額は、納入価格により変動することがあります。

(4). 前3項以外にご負担いただく料金

複写物の交付	A4版 白黒：10円／枚、カラー：50円／枚 サービスの提供についての記録は常時閲覧できますが、複写物が必要な場合は実費をご負担いただきます。
--------	--

(5). ご請求について

ア. 介護保険認定又は変更申請中の方は、認定結果に応じた料金を判定後に請求させていただきます。認定結果が確定するまで場合によっては2～3ヶ月分を一括請求させていただくことがあります。

イ. 要介護度に変更があった場合は、変更された要介護度に合わせた負担額の変動がありますのでご承知おき下さい。

(6). 利用料金のお支払い方法

ア. 利用料のお支払いは、月末締め翌月払いとさせていただきます。

イ. 事業所からご利用者様への請求書の送付時期は、毎月10日前後とします。

ウ. お支払いは、当事業所「指定口座への振込み」、ご利用者様「口座からの自動引落し」、やむを得ない場合に限って「現金でのお支払い」のいずれかの方法をお選び下さい。

(ア) お振込み

①. 振込み日

利用料のお支払いは、毎月20日までに指定口座へお振込み願います。

②. 振込先

振込先名	大分銀行東支店（普通）口座番号 5354968
口座名義	株式会社ライフケアさくら
代表取締役	薬師寺 節子

(イ) 口座引落し

①. 「自動引落し」とは

利用者様の銀行口座から決められた日に毎月自動でご利用料等を引落しするサービスです。取扱手数料は1件につき300円です。ご了承下さい。

②. 手続き方法

「預金口座振替依頼書」の太枠欄に記入・押印（銀行届印を5枚すべてに）して下さい。10日までに提出していただきますと、当月分のお支払いから引落しが可能です。

### ③. 引落し日

引落し日はご利用月の翌月 20 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。通帳摘要欄には、金融機関により異なりますが「D C S」等と印字されます。

なお、自動引落しきれなかった場合は、前号②の口座にお振込みいただくか、次月分と合算してお支払いいただくようお願いしております。

### (ウ) 現金収受に関するお願い

現金でのお支払いは保安上の問題もあり、原則としてはお受けしておりません。特段の事情がある場合とさせていただいております。また、その場合もご利用月の翌月 20 日までに当事業所までご持参（ご自宅等への集金は致しかねます。）下さい。

## 6. 提供するサービスの内容

入浴介助	・入浴は特殊浴槽を使用する入浴です。 ・入浴や整容等の介助を行います。
食事介助	・昼食やおやつの提供とこれにともなう介助を行います。
排泄介助	・排泄の介助を行います。 ・排泄の自立を促すため、残存機能を最大限に活用できるよう援助します。
日常生活の援助	・日常生活上に関する相談や助言および健康状況の確認やその他の日常生活を援助します。
機能訓練	・在宅生活の継続と残存機能の維持を目的に実施します。

## 7. 事故発生時の対応

### (1). 事故発生時の措置

サービス提供により事故が発生した場合は、大分市、ご利用者様の家族およびご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

### (2). 損害賠償

サービス提供により賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに当該損害に対する賠償を行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、ご利用者様の故意または過失が認められる場合は、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌し、相当と認められた場合に限り、事業者の賠償額等を減じることがあります。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化があった場合は、直ちに医師、救急隊、ご家族および居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置を講じます。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所ご利用にあたって、サービス提供中のご利用者様の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1). ご利用者様の間でのトラブル回避

ア. ご利用者様の間での口論等のトラブルが発生した場合は、管理者および担当介護支援専門員等

の仲裁にご協力を願い致します。

イ. ご利用者様の間での金銭の受け渡しや物品の売買は禁止させていただきます。

(2). 持ち込みの制限

ア. 危険をともなう道具（刃物等）は持ち込むことができません。

イ. 家庭で調理した食品の持ち込みは、食中毒の危険性がありますのでご遠慮下さい。

(3). 施設および設備利用上の留意事項

ア. 共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。

イ. 故意または過失により施設・設備を破損あるいは汚染した場合等は、ご契約者の自己負担により原状に戻していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

ウ. ご契約に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上必要があると認められた場合には、必要な措置をとることができるものとします。ただし、ご利用者様のプライバシー等の保護については十分な配慮を行います。

エ. 当事業所の職員または他のご利用者様に対して、宗教活動、政治活動あるいは営利活動を行うことはできません。

(4). 利用の中止、変更、追加

ア. ご利用者様の都合により通所介護サービスの利用の中止、変更または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、必ずサービス実施日の前日17：30までに当事業所に申し出て下さい。

イ. 前項の申し出がなく、利用日当日に中止の申し出をされた場合、食材費等をいただくことがあります。ただし、ご利用者様の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

ウ. サービス利用の中止、変更または追加の申し出に対し、ケアプランの進捗状況や事業所の状況により調整が必要な場合は、ご利用者様の担当関係機関等と協議し、サービス内容を決定させていただきます。

10. 相談および苦情等の対応

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを玄関前に設置しております。

担当者	薬師寺 節子（管理者）
受付時間	月曜日～日曜日 9時～17時

また、公的機関の相談窓口は次のとおりです。

大分市	長寿福祉課	電話番号：097-534-6111 営業時間：月～金曜日 8:30～17:15
大分県	国民健康保険団体連合会 (苦情相談専用)	電話番号：097-534-8475

11. 個人情報の取り扱い（秘密保持）

(1). 個人情報の収集は、利用目的とその範囲を説明し、同意を得た上で収集します。

- (2). 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- (3). 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。また、同意または依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督します。